道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる 協議が調っていることの証明書

令和3年7月26日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間

運 行 態 様:区域運行(道路運送法施行規則第3条の3)

運送の区間:別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

種類			額及び適用方法
運賃	大人		210円
	小児		110円
	幼児		同伴者 1 名につき 2 名まで無料
			3人目から小児運賃 110円
	特別割引※	大人	110円
		小児	60円
決済手段	現金		乗車時
	クレジットカード		乗車時にスマートフォンアプリを通じてお支払い

※身体障がい者手帳・療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載(第 1 種または第 2 種)により、運賃を割引します。児童福祉法に定める被保護者の方は、一般乗合旅客自動車運賃割引証明書により運賃を割引します。

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数

6時から23時まで

1台1時間あたり最大3便運行(1時間あたり最大12便)

5. 使用する車両及び台数

ワンボックス車両 3台 (乗車定員:10名 旅客定員:8名)

トールワゴン対応車両 1台(乗車定員:5名 旅客定員:4名) ※車いす対応可能

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間:令和3年10月1日から2か月

令和3年7月26日 大阪市地域公共交通会議 会長 内田 敬

平野A 営業区域



